

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成30年1月30日

八尾市監査委員	田	中	清
同	八	百	康子
同	小	湊	雅子
同	谷	沢	千賀子
同	大	星	なるみ

記

1 定期監査

こども未来部（こども政策課、幼保一体化施設整備プロジェクトチーム、こども施設課、子育て支援課、青少年課、桂青少年会館、安中青少年会館）

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 竹田孝吏様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 谷沢千賀子
同 大星なるみ

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成29年8月1日から平成29年12月26日まで

2 監査の対象部局

こども未来部

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 原則平成28年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、改善等を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく通知されたい。

【幼保一体化施設整備プロジェクトチーム】

- 1 行政財産の目的外使用許可に係る事務について
行政財産の目的外使用許可書において、旧行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる期間等が教示されていたので、適正な教示を行うこと。

【こども施設課】

- 1 八尾市立保育所給食用昇降機保守点検業務委託契約に係る事務について
 - (1) 業務の性質が競争入札に適さないことを理由とした随意契約に係る契約書において、業務の全部を再委託することができるように定めている契約条項は適切でないので、適切な事務処理を行うこと。
 - (2) 再委託の禁止等を定めた合意書において、業務の一部を再委託する場合は事前に市の文書による承諾を得ることとされているが、必要な手続が行われていなかったため、適正な事務処理を行うこと。
- 2 八尾市立保育所施設点検業務委託契約に係る事務について
 - (1) 保育所における設備点検業務及び特殊建築物点検業務の委託契約について、1者と個別で随意契約が行われているので、一括で入札するなど契約方法を検討すること。
 - (2) 同じ業務であるにもかかわらず見積書、仕様書、契約書の業務名が異なっているもの等が見受けられたため、適正な事務処理を行うこと。
- 3 八尾市立保育所用牛乳の購入に係る事務について
新年度に入札により受注業者を決定するまでの間、前年度の受注業者と随意契約をしているが、その仕様書等の記載内容に不十分なものが見受けられたため、適正な事務処理を行うこと。
- 4 行政財産の目的外使用許可に係る事務について
行政財産の目的外使用料の調定について、収入原因の発生後速やかに行うべきところ、遅延していたため、適正な事務処理を行うこと。
- 5 公有財産の取得に係る事務について
公有財産の異動があった場合は、八尾市財務規則の規定において直ちに財政部長に通知することとされているが、遅延していたため、適正な事務処理を行うこと。
- 6 補助金等の交付に係る事務について
私立幼稚園の設置者に交付する補助金等の交付要綱において、交付決定等は八尾市教育委員会が行うものと規定されているが、予算の執行は市長の権限に属するものであるため、規定の整備を行うこと。

(市立保育所)

- 1 保護者からの徴収金関係事務について
 - (1) 主食費の過納に係る還付事務において、八尾市財務規則に基づく払戻しの手続が行われておらず、領収書を徴取していないものが見受けられたため、適正な事務処理を行うこと。
 - (2) 写真代等の預り金において、支払の際に受領した領収書に日付の記載が漏れているもの等が見受けられたため、適正な事務処理を行うこと。

(3) 写真代等の預り金において、金銭出納簿の記載内容が不十分なもの等が見受けられたので、適切な記載を行うこと。

2 施設の安全管理について

保育所に備えてある防犯器具の前に備品が置かれているものが見受けられたので、施設利用者の安全を守る観点から適切な管理に努めること。

3 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールの貼付のないものが見受けられたので、適正な備品管理を行うこと。

【子育て支援課】

1 委託事業者選定委員の任命に係る事務について

子育ておうえんBOOK協働発行业に係る委託事業者選定委員について、任命の手続が行われていないので、適正な事務を行うこと。

2 病児・病後児保育事業に係る利用料の軽減について

利用料の軽減について、申請者にその決定内容が通知されておらず、一連の手続が要綱等に定められていないので、必要な規定の整備を図ること。

3 八尾市つどいの広場設置運営要綱について

要綱において、委託した設置運営事業者に義務付けている事業実績報告の期限が定められていないので、要綱等で明示すること。

(子育て支援総合ネットワークセンター)

1 八尾市母子・父子自立支援員の任用に係る事務について

八尾市母子・父子自立支援員について、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき市長が委嘱する必要があるが、その手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。

2 八尾市母子家庭等自立支援給付金事業に係る事務について

(1) 給付金の支給等に係る申請について、受給要件の審査が不十分なもの等が見受けられたので、関係法令、要綱等に基づき適正な事務処理を行うこと。

(2) 八尾市母子家庭等自立支援給付金受給者申請審査・支援会議の委員について、任命の手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。

3 八尾市要保護児童対策地域協議会に係る事務について

八尾市要保護児童対策地域協議会において決定されるべき事項について、市の伺書により決定しているもの等が見受けられたので、児童福祉法その他の関係法令に基づき適切な事務処理を行うこと。

【青少年課】

1 八尾市子ども会施設利用助成事業に係る覚書について

市文化財施設を利用する場合の観覧料の免除について、各文化財施設設置条例では免除できる者を指定管理者と定めているが、八尾市、八尾市教育委員会及び市施設指定管理者の三者で交わって

いる覚書では教育委員会が免除するとしているので、条例に基づいた適正な内容に改めること。

2 行政財産の目的外使用許可に係る事務について

- (1) 行政財産の目的外使用許可書において、旧行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる期間等が教示されていたので、適正な教示を行うこと。
- (2) 行政財産の目的外使用料の調定について、収入原因発生後速やかに行うべきところ、遅延していたので、適正な事務処理を行うこと。
- (3) 許可に係る伺書において、財政部長の合議を受けていないものが見受けられたので、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改めること。

3 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録をしていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続をするとともに、備品全般について確認を行い、今後の適切な管理に努めること。

(放課後児童育成室)

1 放課後児童室入室許可に係る事務について

年度途中からの放課後児童室入室許可手続において、入室許可の決定に係る決裁が遅れているので、適正な事務処理に改めること。

2 放課後児童室保育料の減免に係る事務について

- (1) 八尾市放課後児童室条例施行規則において提出を義務付けている放課後児童室保育料減免申請書について、同一世帯で2人以上入室している場合の減免については提出を求めているので、適切な事務処理となるよう検討すること。
- (2) 保育料の減免手続において、減免の決定に係る決裁が遅れているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (3) 減免受付事務において、申請理由欄が記入漏れの申請書を受け付けているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

3 保育料の還付に係る事務について

保育料還付金払戻請求書において、請求日が漏れているものや消去可能なペンで記載されているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

4 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールを貼付していないものや備品登録をしていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、備品全般について確認を行い、今後の適切な管理に努めること。

【桂青少年会館】

1 教室・講座等の参加者負担金に係る事務について

- (1) 参加者負担金の決定事務において、決裁手続が漏れているものや伺書に算定根拠を記載していないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 参加者負担金は講座に要する材料等の実費とすることとしているが、館外教室に係る経費のうち、実費として算入されていない理由が明確でないものが見受けられたので、その範囲について検討し、明確にしておくこと。

(3) 在校生の小学生教室参加者負担金について、負担額決定前に徴収し、歳入の調定を行うまでの間現金で保管しているため、適正な事務処理に改めること。

2 行政財産の目的外使用許可に係る事務について

(1) 行政財産の目的外使用許可書において、旧行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる期間等が教示されていたため、適正な教示を行うこと。

(2) 行政財産の目的外使用料の調定について、収入原因発生後速やかに行うべきところ、遅延していたため、適正な事務処理を行うこと。

【安中青少年会館】

1 教室・講座等の参加者負担金に係る事務について

参加者負担金は講座に要する材料等の実費とすることとしているが、館外教室に係る経費のうち、実費として算入されていない理由が明確でないものが見受けられたため、その範囲について検討し、明確にしておくこと。

【共通事務】

以下の指摘事項については、部内各所属に共通する事務として部内で改めて関係諸規程について確認を行い、適正な事務処理を行うこと。

1 契約事務について

業務委託契約等において、以下のような事例が見受けられたため、八尾市財務規則等の規定を遵守し、契約書に定める業務の履行を確保するよう適正な事務処理を行うこと。

① 随意契約に係る伺書において、相手方選定理由が記載されていないもの等。

② 契約書に定める必要書類の提出を受けていないもの。

③ 契約締結において、押印のない見積書等を受領しているもの。

2 文書事務について

伺書の作成及び收受文書等の取扱いについて、以下のような事例が見受けられたため、八尾市文書取扱規程等に基づき適正な事務処理を行うこと。

① 伺書において、決裁区分が誤っているものや合議が漏れているもの等。

② 收受文書において、受付処理が漏れているもの等。

③ 消去可能なペンで記載された申請書等を受領しているもの。